

船舶事故調査報告書

平成24年2月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月20日（土） 08時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市睦月島南西方沖 松山市所在の釣島灯台から真方位006° 3.7海里付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経132° 38.8′)
事故調査の経過	平成23年9月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{わせいこう} 和正弘丸、3.4トン 281-32484（船舶検査済票番号）、個人所有 9.98m (Lr) × 2.80m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、180kW、平成3年5月5日 B プレジャーボート ^{かいおう} 海王丸、5トン未満 281-11330愛媛、個人所有 7.72m (Lr) × 1.95m × 0.62m、FRP ディーゼル機関、51kW、昭和54年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年12月17日 免許証交付日 平成21年12月4日 (平成26年12月16日まで有効) B 船長B 男性 67歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年3月24日 免許証交付日 平成23年6月20日 (平成29年6月8日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部左舷側上縁部に亀裂を伴う凹損及び船底に擦過傷 B 右舷側後部付近に破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人8人を乗せ、松山市中島のセノ鼻北方沖で釣りを行ったのち、睦月島東方沖の釣り場に向かった。 船長Aは、約20km/hの対地速力とし、操舵室で椅子に座って手動操舵で中島と睦月島との間の水路を南進中、前路で漂泊中のB船を視認したが、睦月島に沿って左転し、B船を右舷側に見て東進する進路で航行する

	<p>予定であったので、B船の存在が船長Aの意識から消えた。</p> <p>船長Aは、前路で漂泊中のB船のことが意識になかったので、衝突の約30秒～1分前、買ったばかりの水筒の肩掛け紐を調整しようと思い、片腕で操舵ハンドルを支え、前方の見張りを行わずに下を向いた姿勢で航行を続けた。</p> <p>A船は、左転しないで航行を続け、平成23年8月20日08時30分ごろA船の船首部がB船の右舷側後部付近に衝突してB船に乗り上げた。</p> <p>船長Aは、B船の乗船者を救助し、08時41分ごろ携帯電話で海上保安庁に事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、睦月島南西方沖の釣り場で船首を南西に向けて漂泊し、船長Bが操舵室の後方で、同乗者の2人が船首甲板でいずれも下を向いて釣り道具の調整を行っていた。</p> <p>船長Bは、付近を航行する船舶はいないだろうし、航行する船舶がいても航行する船舶の方が避けてくれるものと思っていたので、周囲の見張りを行っていなかった。</p> <p>同乗者の1人（以下「同乗者B」という。）は、衝突の約1分30秒前、B船の右舷方を航行しているA船を視認したが、B船に向かって来るとは思わなかったので、船長Bには知らせず、下を向いて作業を続けた。</p> <p>船首甲板の左舷側で船尾方を向いていた同乗者Bは、衝突の数秒前、他船の機関音が聞こえたので顔を上げたところ、至近にA船を視認し、船長Bに対して「船が来よる」と大声で知らせ、船長Bも衝突直前にA船に気付いたが、どうすることもできず、A船と衝突し、B船に乗り上げたA船の重みとB船の右舷側後部付近に生じた破口からの浸水によってB船は船尾部が沈んだ。</p> <p>船長B及びB船の同乗者は、A船に救助された。</p> <p>船長Bは、外傷性頸部症候群及び左上腕部打撲と診断された。</p>						
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 ほとんどなし</p>						
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、GPSプロッター、レーダー及び電子ホーンを装備し、GPSプロッターは使用中であったが、電子ホーンは故障していた。</p> <p>船長Aは、ふだん釣りをするとき、同乗者のうち、いつも一緒に釣りに行く知人（以下「同乗者A」という。）に周囲の見張りを頼んでいたが、本事故当時、同乗者Aは、他の知人の釣りの準備のため、船尾で下を向いて作業をしていた。</p> <p>B船は、レーダー及び汽笛を装備しておらず、船長Bが笛を所持していた。</p> <p>同乗者Bは、いつも船長Bと一緒に釣りに行く仲間であり、自主的に周囲の見張りを行っており、これまでに危険を感じたときには船長Bに報告していた。</p> <p>救命胴衣の着用状況は、A船は同乗者のうち3人が着用していたが、他の5人及び船長Aは着用せず、B船は同乗者2人が着用していたが、船長Bは着用していなかった。</p>						
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="513 1944 815 1989">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1944 1457 1989">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1989 815 2033">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1989 1457 2033">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 2033 815 2065">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 2033 1457 2065">なし</td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし
乗組員等の関与	あり						
船体・機関等の関与	なし						
気象・海象の関与	なし						

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、睦月島南西方沖において南進中、船長Aが、前路で漂流中のB船を視認したが、睦月島に沿って左転し、B船を右舷側に見る進路で航行する予定であったので、B船の存在を失念し、水筒の肩掛け紐の調整をしようと思い、左転せずにB船に向けて航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、睦月島南西方沖において漂流中、船長Bが、付近を航行する船舶はいないだろうし、航行する船舶がいても航行する船舶の方が避けてくれるものと思込み、下を向いて釣り道具の調整を行い、見張りを行っていなかったことから、衝突直前にA船に気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、睦月島南西方沖において、A船が南進中、B船が漂流中、船長Aが、前路のB船の存在を失念し、水筒の肩掛け紐の調整をしようと思い、左転せずにB船に向けて航行し、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同乗者にも協力してもらって適切な見張りを行うこと。 	